

# ESG 経営における税務情報開示の課題 サステナビリティと税①

高野公人 PwC 税理士法人  
公認会計士・税理士

中原拓也 PwC 税理士法人  
税理士

### 《はじめに》

最近、新聞等でサステナビリティ（持続可能性）や ESG に関する記事を毎日のように目にする。地球規模でサステナビリティが問題とされるなか、ESG の要素も考慮して投資判断を行う ESG 投資が拡大しており、企業においても ESG を踏まえて事業戦略上の意思決定を行い、中長期的な企業価値を創造していく ESG 経営が重要視されるようになってきている。

税はサステナビリティにおいて重要な課題の 1 つに位置づけられ、投資家だけでなく、社会・消費者等の様々なステークホルダーが、企業に対し、コンプライアンス（法令遵守）はもとより、高い倫理観に基づく税への責任ある行動および税の透明性を確保するための税務情報の開示を求めるようになってきている。実際、ESG 情報の開示基準・フレームワーク等においても税の透明性が開示事項の 1 つとして挙げられるようになってきており、また、日本をはじめ各国の税務当局においても、企業の税務ガバナンスの体制構築状況を中心とした税務情報の公表を求めるような制度構築が行われるような動きが出てきている。

企業においては、こうした社会環境の大きな変化の状況を踏まえ、ESG への取組みの 1 つとして、税務方針の策定や税務ガバナンスの体制等の整備を通じて、税への責任ある行動を実践するとともに、税務情報の開示を適切に行っていくことで、自社およびグループの事業活動

に係る税の透明性を確保し、各方面のステークホルダーへの説明責任を果たしていくことが重要な課題となっている。

本稿は、ESG 時代における税の透明性と実務対応をテーマに、2 回にわたり解説する。まず今回は、ESG の概要、ESG 情報を含む非財務情報の開示、および、サステナビリティと税との関係について解説するとともに、税の透明性を取り扱っている ESG 情報に係る開示基準・フレームワークについて紹介する。そして次回は、各国の税務当局による税の透明性に関連する取組みや国内外での企業による税務情報の開示の動向について説明したうえで、実際の実務対応上のポイントについて解説する。

なお、本稿で意見に相当する部分は、筆者らの見解を述べたもので、筆者らの所属する組織の統一の見解ではない。

## I 広がる ESG への取組み

ESG は、環境 (Environmental)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の頭文字をとった略称で、環境、社会、ガバナンスの 3 つを考慮して投資や事業活動を行っていくことで、持続可能な経済・社会の実現を目指す、サステナビリティ（持続可能性）に関する世界的な取組みである。

従来、企業の目的の主要なものとして捉えられていたのは株主の利益の最大化であり、経営の視点は投資家・株主の要求等により短期的なものとなる傾向にあった。しかし、VUCA の

時代<sup>(1)</sup>といわれるなか、投資家・株主の関心は中長期的なテーマであるESGを重視するような方向にシフトしてきており、財務指標だけでなくESGの要素も踏まえ投資先を選別して投資するESG投資が世界中で急速に広まっている。また、企業は事業活動を通じて環境や社会に対して影響を与えていることから、経済だけでなく環境や社会も考慮するサステナビリティの考え方のもとでは、投資家・株主に加え、消費者、従業員、取引先、コミュニティおよび政府等も企業と関わりを持つステークホルダー（利害関係者）となる。

企業においては、こうしたサステナビリティを踏まえたESG投資の増加やステークホルダーの広がり等を背景に、パーパス（社会的な存在意義）を掲げ、そのもとで、信頼性のあるコーポレートガバナンスを基盤として、株主利益の追求だけでなく気候変動等の環境問題や人権・貧困等の社会問題にも取り組み、それぞれのステークホルダーのニーズや関心、価値観に沿うよう配慮しながら経営判断を行い、中長期的な視点から企業価値を創造していくESG経営が求められる時代が到来している。

サステナビリティに関しESGと並んで取り上げられるテーマとしてSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）がある。SDGsは2015年9月に国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>(2)</sup>」で記載されている、2030年までに持続可能な世界の実現を目指す国際的な目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されている。国連加盟国に対する拘束力や強制力はない目標ではあるものの、世界各国・地域で、国際機関や政府だけではなく、民間セクターである企業においても積極的な取り組みが行われている。ESGとSDGsはいずれも、地球規模でのサステナビリティを問題に掲げた取り組みであり、企業においては、ESGを考慮した経営・事業活動を行うことでSDGsの達成に貢献するという意味で、ESGとSDGsに取り組む意義およ

び理由は同じであるといえる。

## II 高まる非財務情報開示の重要性

これまで企業価値の評価は、財務報告等において開示される財務情報に基づいて行われていたが、ESGへの関心が高まるなか、サステナビリティを踏まえた中長期的な企業価値を評価するため、非財務情報も重視されるようになってきている。非財務情報には、財務情報としての数値には表れない経営戦略・課題、中長期的なビジョン、リスクと機会等に加え、環境問題や社会問題への配慮や取組み、健全な経営を確保するためのガバナンス等、ESGの要素も広く含まれる。こうした動きは、投資家・株主において、ESGを考慮していない企業への投資は中長期的なリターンが見込まれず、ESGへの対応状況がリスク要因となりうるという認識が広まってきていることが、その背景の1つとしてある。

企業においては、環境問題や社会問題、ガバナンスを考慮した経営判断に基づき事業活動を行うとともに、そうしたESGへの取組みが投資家・株主をはじめとするステークホルダーにより適正に評価されるよう、財務情報に加えESG情報を含んだ非財務情報の開示を適切に行うことが重要な課題となっている。IFRS等の会計基準が定めている財務情報とは異なり、現在、ESG情報を含む非財務情報の開示に関する基準やフレームワークは数多く存在し、また、ESGの評価手法等も様々で、統一されたものがない状況となっている。こうしたなか、企業は主要なESG情報開示基準等を考慮しながら、有価証券報告書、統合報告書またはサステナビリティ報告書等、様々な形式で非財務情報の開示を行っている状況にある。

このように、企業はESG情報を含む非財務情報の開示を通じて世界中の様々なステークホルダーに対して説明責任を果たし、社会的な信用を得て中長期的な企業価値の創造につなげて

いくことが求められている。

### Ⅲ 税とサステナビリティとの関係

税は公共サービスの財源、所得の再分配機能、経済政策手段としての機能を有する国家・社会を支える重要な社会インフラであり、地球規模の持続的な経済・社会の実現を目指すサステナビリティとも深く関係している。

SDGsをはじめ、環境問題や社会問題の解決には各国政府による財政措置が不可欠であり、実際に、現在世界的な問題となっているCOVID-19への対策として各国政府による大規模な財政出動が行われているところである。税は、こうした財政措置を講ずるために必要な財源として重要な基盤的位置づけを担っている。また、経済格差の是正というサステナビリティ上の重要な課題に対応するため、所得の再分配を行う1つの方法として税制が利用されており、SDGsにおいても「目標10各国内および各国間の不平等を是正する」というゴールに向けて「10.4税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。」というターゲットとして掲げられているものである。さらに、政府はSDGs達成につながる投資を促進するためのインセンティブや、環境や社会といった外部性の内部化を図るための政策手段として税制を活用することができる。たとえば、環境問題の解決に資する技術開発への投資に対する優遇税制や炭素(CO<sub>2</sub>)の排出を抑制するための炭素税等が挙げられる。

他方、税は、納税者である企業にとって損益に直接影響するコストであるという側面も有しており、この点に税特有の難しさが内在している。ROEやROIC等の財務情報に基づく経営指標を向上させるためには税金の支払を最小にすることが重要な方策となる。しかし、BEPSプロジェクトの契機にもなった欧米企業による過度な節税行為やタックス・ヘイブン(租税回避地)等による課税逃れの実態を明らかにした

パナマ文書に対する国際的な批判等に見られるように、最近では、企業による租税回避はたとえそれが合法であったとしても、本来税収を得られていた国・地域での公共サービスに係る支出の減少や質の低下を招き、また、社会的な不平等を助長する等、サステナビリティへの取組みを阻害する重要な問題であると認識されており、納税者である企業に対し、コンプライアンスだけではなく高い倫理観に基づく責任ある税への行動が求められるようになってきている。

こうした状況のなか、企業においては、まず、税がサステナビリティ上の重要な課題の1つと位置づけられており、不適切な税に関する行動によって企業価値を毀損する深刻なリスクにつながる可能性があると理解することが重要である。そのうえで、企業としては、税への責任ある行動を行うことを方針に掲げ、それを着実に実行する基盤として有効な税務ガバナンスを整備し、コンプライアンスを確保するとともに、租税回避や重大な税務リスクが生じる可能性のある取引等が行われていないかを管理しながら、事業の実態に即した適切な納税を行うことが必要になっている。同時に、ステークホルダーからの要求に対する説明責任を果たすため、財務報告における税務情報に加え、ESG情報を含む非財務情報として、税に対する基本的な考え方や姿勢、税務ガバナンスや管理体制、取組み、実際の納税状況等といった税務情報の開示を積極的に行い、税の透明性を高めていくことも必要になっている。

### Ⅳ 税務情報の開示に関する指標

先述のとおり、投資家・株主、社会・消費者を代表するNGO(非政府組織)や納税者である企業、ESG評価機関等から、それぞれの立場を踏まえたESG情報の開示基準・フレームワークやESGの評価方法等が公表されている。これらのなかには、税の透明性が企業のESGへの取組みを評価するうえで重要な要素の1つ

〔図表1〕 GRI スタンダード 207：税金 開示事項

No.	開示事項	内容
207-1	税務へのアプローチ	・税務へのアプローチへの説明
207-2	税務ガバナンス、管理、および、リスクマネジメント	・税務ガバナンスおよび管理フレームワークの説明 ・税務に関連する非倫理的または違法な行動や、組織の誠実性に関する懸念を通報するためのメカニズムの説明 ・税務に関する情報開示を保証するプロセスの説明、および、該当する場合、この保証に関する報告、陳述、または、見解への参照
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	・税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよびステークホルダーの懸念に対処するためのアプローチの説明
207-4	国別の報告	・組織の監査済み連結財務諸表に含まれる、または、公式に提出される財務情報に記載されている事業体が、税務上所在するすべての税務管轄区域 ・上記税務管轄区域での、事業体の名称、組織の主たる活動、実際に支払った法人所得税、損益に基づいて発生する法人所得税、税率差異の内容・理由等 ・上記で報告する情報の対象期間

(出所) GRI スタンダード (日本語版)。

であると位置づけて、税務情報の開示に関する指標を提示しているものが数多くある。ここでは、そのうち主要なものについて紹介する。

### 1 GRI (Global Reporting Initiative)

GRI は、企業等がステークホルダーに対し経済、環境および社会に与える影響について適切に報告を行うためのサステナビリティ報告書に関するガイドラインを策定している NGO である。これまで GRI は ESG 開示に関する基準として、2000年6月にガイドラインの初版 (G1) を公表した後、2002年8月に第2版 (G2)、2006年10月に第3版 (G3)、2013年5月に第4版 (G4) とアップデートを行い、2016年10月にはそれまでのガイドラインの体裁等を変更しモジュール化した GRI スタンダードを公表しており<sup>(3)</sup>、今では、GRI スタンダードは国際的に最も認知されている EGS 開示に関する基準・フレームワークの1つとなっている。当初、GRI スタンダードには税の透明性に関する事項は含まれていなかったものの、その後における市民社会や投資家等からの要求の高まりを受け、

2019年12月、税に関するスタンダードとして GRI207:Tax が追加され、2021年1月1日以降に発行される報告書から適用が開始されている。

GRI207:Tax には、図表1に示すとおり4つの開示事項がある。税への責任ある行動を実施するための規範となる税務方針等や税務ガバナンスやリスク管理等の体制等に加え、ステークホルダーの懸念事項に対する説明や、国・地域別の事業内容や所得税額等、幅広い範囲の税務情報の開示の必要性を提示している。

現在、数多くの企業がサステナビリティレポート等を作成するにあたって GRI ガイドラインを参照しており、日本企業においても、サステナビリティに関する開示について GRI スタンダードの対照表を自社のウェブサイトに掲載している企業が多く見られる。今般、GRI207:Tax が追加されたことで、今後、自社の税の透明性に関して対応の見直しを行う企業が増えてくるものと予想される。

〔図表2〕PRI 法人所得税に関する開示推奨事項

No.	開示事項	概要	例示
1	ポリシー	取締役会で決議した税へのアプローチを概説した税務方針の開示と、それがどうビジネスやサステナビリティ戦略と連携しているのかの説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の収益性や広く経済社会への影響を踏まえた、税に対する考え方や姿勢</li> <li>・税務方針がステークホルダーの信頼を確保し企業の価値観や行動規範に沿った経済活動を増進するかについての議論</li> <li>・リスク許容度や主要な税務リスクに関する説明等</li> </ul>
2	ガバナンス・リスク管理	税務ガバナンスや税務上の管理に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務ガバナンスは取締役会のリスク監視任務の一部であり、これには税務方針を確保するための明確な責任分担や仕組みの整備が含まれることの説明</li> <li>・関係するすべての従業員に対して研修の実施やガイダンスの提供を定期的に行っていることの説明等</li> </ul>
3	実績	税務戦略、リスクおよび国別の活動に関する透明性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定税率と実際の実効税率との差異に関する説明</li> <li>・グループ会社や事業活動を含む国別の報告（CbCR）</li> <li>・税務当局との紛争等</li> </ul>

（出所）PRI（2017）Investors' recommendations on corporate income tax disclosure に基づき PwC 税理士法人作成。

## 2 PRI (Principles for Responsible Investment : 責任投資原則)

2006年にアナン国連事務総長（当時）の提唱により発足したPRIは、金融業界に対する国際的なイニシアティブで、ESGの課題を投資の意思決定に組み込み、長期的な投資成果を向上させることを目的としている。PRIは、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）と国連グローバル・コンパクトを介して国連との独自の強い連携を持って活動をしているが、独立した機関である。PRIへの署名企業・機関の数は年々増加傾向にあり、現在全世界で4千近くの機関投資家などが署名し、日本においても年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）をはじめ約90社が署名を行っている。PRIに署名した企業・機関はPRIの6つの原則にコミットした取組みが求められ、近年のESG投資を牽引する原動力の1つとなっている。

6つの原則の1つに「投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求める」ことが掲げられている。税もESG上の課題の1つとして位置づけられ、投資家の立場から税の透明性の向上を促す取組みが行われている。2015年には税の透明性に関して投資対象となる

企業と対話するためのガイダンスとして“Engagement Guidance on Corporate Tax Responsibility<sup>(4)</sup>”を公表しており、また、2017年に公表された“Investors' recommendations on corporate income tax disclosure<sup>(5)</sup>”では、税の透明性に関して推奨される開示事項として、税に関するポリシー、ガバナンスやリスクマネジメントおよび実効税率やCbCR（国別報告）等の実績が記載されている（図表2参照）。

さらに、2020年には、PRIへの署名企業・機関が、投資対象となる企業との対話を通じて、企業による税への責任ある行動と税の透明性の確保が求められていることへの理解を促進し、さらに税務情報の開示の改善等を図った活動をまとめたレポートを公表している<sup>(6)</sup>。

最近、欧州の政府年金基金において、税の透明性が十分でなく、税への責任ある行動に懸念がある企業を投資対象から除外したことが話題となったが、今後、サステナビリティやESGの重要性がさらに高まることが予想されるなかで、PRIの投資原則への準拠やESG格付評価を重視するような世界的な投資家からの税への責任ある行動と透明性の確保に対する要求が一層高まっていくものと考えられる。

〔図表3〕 The B Team 責任ある税への行動原則

<p><u>タックスマネジメントへのアプローチ</u></p> <p>1. 説明責任とガバナンス： 税は企業が果たすべき責任であり、ガバナンス上、取締役会により監視される重要な課題の1つである。</p> <p>2. コンプライアンス： 我々は経済活動を行う国の法令を遵守し、価値を創造する国において適正なタイミングで納税を行う。</p> <p>3. 事業ストラクチャー： 我々は事業上の検討事項に基づく、経済活動と整合し真の実体を有する事業ストラクチャーを利用する。適切でない節税行為は追求しない。</p>	<p><u>他者との関係</u></p> <p>4. 税務当局との関係： 我々は、相互の尊重、透明性および信頼に基づき、可能な限り、税務当局との協力関係を構築するように努める。</p> <p>5. タックスインセンティブに関する検討と利用： 政府当局により提供される税制上の優遇措置を利用する場合には、透明性があり、法令・規制上の枠組みと整合していることを確認するよう努める。</p> <p>6. 効果的な税システムへのサポート： 我々は、効果的な税制、立法、税行政の発展をサポートするため、政府、ビジネスグループ、市民社会との国内および国際的な対話に建設的に関与する。</p>
<p><u>ステークホルダーへの報告</u></p> <p>7. 透明性： 我々は、投資家、政策立案者、従業員、市民社会、一般大衆等のステークホルダーに対して、税へのアプローチや納税額についての情報を定期的に提供する。</p>	

(出所) The B Team (2018) A New Bar for Responsible Tax に基づき PwC 税理士法人作成。

### 3 The B Team

The B Team は、欧州を中心とする様々な産業分野の企業がメンバーとなり、持続可能な社会を目指したビジネスモデルを展開するための活動を行っている団体であり、その一環として2018年2月に、企業が税への責任ある行動を行うための原則を定めた“A New Bar for Responsible Tax”を公表している<sup>(7)</sup>。

このレポートでは、税務に関して7つの原則を掲げており(図表3参照)、その7つめの原則である「透明性”Transparency”」において、サステナビリティの観点から開示すべき税務情報、すなわち税務方針、グループの概要、国・地域別の事業活動や納税額といったCbCR(国別報告)等の広範にわたる税務情報を開示することを宣言している。

欧州を中心としてThe B Team の取組みに賛同する企業が増加しており、これらの企業において、毎年タックス・トランスペアレンシー・レポートを作成して税務情報を積極的に開示する動きが広がってきている。

### 4 世界経済フォーラム(WEF)・国際ビジネス評議会(IBC)

2020年1月にスイスのダボスで開催された、120社を超えるグローバル企業が一同に会した世界経済フォーラム(WEF: World Economic Forum)の国際ビジネス評議会(IBC: International Business Council)において、“Measuring Stakeholder Capitalism: Toward Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation”(ステークホルダー資本主義の進捗の測定—持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して—)と題する協議草案が発表され、オープンコンサルテーションのプロセスを経て、同年9月に同題名での正式レポートが公表された<sup>(8)</sup>。このレポートは、サステナビリティ・ESGに関する報告と開示フレームワークの統一化に向けた取組みとしてステークホルダーのための非財務項目に関する共通指標と開示についてまとめられたもので、4つのPillar(① Principles of Governance, ② Planet, ③ People, ④

〔図表4〕 IBC “Toward Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation” における税に関連する指標

コア指標	拡張的指標
納税総額 ・企業にとってコストとなる、法人所得税、資産税、控除対象外 VAT、売上税、雇用主負担の給与税等の全世界での税目別の納税総額	付加的な税の支払 ・他の納税者に代わり企業が徴収して支払う税金の税目別の合計額（※ VAT や従業員に係る税金等の取引先や従業員に代わって企業が支払う税金が含まれる） 主要な国における国別の納税総額 ・主要な国における国別の納税総額および付加的な税の支払合計額

（出所）IBC, Toward Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation に基づき PwC 税理士法人作成。

〔図表5〕 世界的な ESG 評価機関における税の透明性の取扱い

ESG 評価機関	代表的な ESG インデックス	評価対象	税の透明性
S&P グローバル SAM	Dow Johns Sustainability Indices	アンケート	評価項目に含まれる
FTSE Russel	FTSE4Good Index Series FTSE Blossom Japan Index	公開情報	評価項目に含まれる
MSCI	MSCI ESG リーダーズ指数 MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数	公開情報	評価項目に含まれる

Prosperity) で構成されており、21の Core Metrics（中核指標）と34の Expanded Metrics（拡大指標）が提示されている。

税の透明性についても、④ Prosperity における指標の1つとして位置づけられており、Core Metrics として、企業がグローバルで納付する税金の総額の開示が掲げられ、また、Expanded Metrics として、VAT や源泉税など他の納税者に代わって企業が徴収し納付する税金の総額の開示や、主要な国ごとでの納税額等の開示が挙げられている（図表4参照）。

## 5 ESG 評価機関

ESG 投資が拡大するなか、ESG 評価機関により企業の ESG への対応を評価し、評価の高い企業を選別して構成銘柄とした ESG インデックスの開発が活発に行われている。

現在、ESG 評価機関は多数存在しているが、評価指標の1つに税の透明性を掲げるようになっている評価機関も少なくなく、世界的に有

名なものとしては、S&P グローバル SAM、FTSE Russell および MSCI が挙げられる（図表5参照）。これらの ESG 評価機関では、評価方法はそれぞれ異なるものの、いずれも ESG 評価を行うための評価指標の1つに税の透明性を掲げており、各種報告書やウェブサイト等で開示されている税務情報等に基づき、ESG の観点から税への対応に関する評価を行っている。

ESG 評価機関による評価は、企業からも重要な指標の1つとして捉えられており、ESG の評価を上げ、ESG インデックスの構成銘柄に選定されることが重要な課題となっている。ここ数年、日本においても税務方針をはじめとする税務情報の開示を行う企業が増えてきているが、こうした課題が開示に向けた動機づけ要因の1つとなっているものと考えられる。

## 6 その他

ESG 情報の開示基準・フレームワークは、他に SASB (Sustainability Accounting Standards

Board), IIRC (International Integrated Reporting Council) 等があるが、現時点では、税の透明性に関する事項については明示されていない。

しかし、近年、ESG情報の開示基準・フレームワークが乱立している現状に対する問題意識が高まっており、主要な開示基準・フレームワークの設定機関が統一に向けて協調していくことを公表したり<sup>(9)</sup>、IFRS財団がサステナビリティ報告基準を開発する審議会の設置を提案したりする等の動きが見られる。こうしたなか、サステナビリティやESGの観点から税の透明性がどのような形で位置づけられるかは必ずしも明確には見通せないものの、税務情報の開示が標準的・基礎的な開示事項の1つとして位置づけられていく可能性は極めて高いものと考えられる。

今回は、各国の税務当局による税の透明性に関連する取組みや国内外の企業による税務情報の開示に関する動向を紹介するとともに、実務対応上のポイントについて解説することを予定している。

(注)

- (1) VUCAとは、Volatility (激動), Uncertainty (不確実性), Complexity (複雑性), Ambiguity (不透明性)の頭文字を取った造語で、現在の社会環境が予測不可能な状況にあることを意味する。
- (2) 外務省仮訳「持続可能な開発のための2030アジェンダ」: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

[gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf](https://www.mofa.go.jp/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf)

- (3) GRIスタンダード(日本語版): <https://www.globalreporting.org/how-to-use-the-gri-standards/gri-standards-japanese-translations/>
- (4) PRI (2015) Engagement Guidance on Corporate Tax Responsibility: [https://www.unpri.org/Uploads/w/c/g/pri\\_taxguidance2015\\_550023.pdf](https://www.unpri.org/Uploads/w/c/g/pri_taxguidance2015_550023.pdf)
- (5) PRI (2017) Investors' recommendations on corporate income tax disclosure: <https://www.unpri.org/download?ac=4655>
- (6) PRI (2020) Advancing tax transparency: outcomes from the PRI collaborative engagement: <https://www.unpri.org/governance-issues/advancing-tax-transparency-outcomes-from-the-pri-collaborative-engagement/5541.article>
- (7) The B Team, A New Bar for Responsible Tax: <https://bteam.org/assets/reports/A-New-Bar-for-Responsible-Tax.pdf>
- (8) Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation: [weforum.org/reports/measuring-stakeholder-capitalism-towards-common-metrics-and-consistent-reporting-of-sustainable-value-creation](https://weforum.org/reports/measuring-stakeholder-capitalism-towards-common-metrics-and-consistent-reporting-of-sustainable-value-creation)
- (9) 2021年6月9日、国際統合報告評議会(IIRC)とサステナビリティ会計基準審議会(SASB)は、合併を行いValue Reporting Foundation(VRF)を設立したことを発表。<https://www.valuereportingfoundation.org/news/iirc-and-sasb-form-the-value-reporting-foundation-providing-comprehensive-suite-of-tools-to-assess-manage-and-communicate-value/>